【勧告の対象となった違反事実】

１．課徴金納付命令対象者①は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行と業務・資本提携に関する契約を締結していたカブドットコム証券株式会社の社員であったが、同社の役員が、同契約の履行に関し知った、

⑴　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の業務執行を決定する機関がカブドットコム証券株式会社株券の公開買付けを行うことを決定した事実を、その職務に関し知り、この事実が公表された平成19年３月６日より前の同月５日に、自己の計算において、カブドットコム証券株式会社の株券合計26株を総額510万1,000円で買い付け、

⑵　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の業務執行を決定する機関がカブドットコム証券株式会社株券の公開買付けを行うことを決定した事実を、その職務に関し知り、この事実が公表された平成19年11月15日より前の同月14日に、自己の計算において、カブドットコム証券株式会社の株券7.5株を総額114万7,500円で買い付けたものである。

２．課徴金納付命令対象者②は、課徴金納付命令対象者①から、上記⑴の事実の伝達を受け、この事実が公表された平成19年３月６日より前の同月５日に、自己の計算において、カブドットコム証券株式会社の株券合計26株を総額510万1,000円で買い付けたものである。

【課徴金額】納付命令対象者①　44万円
　　納付命令対象者②　38万円

【勧告後の経緯】(納付命令対象者①及び②とも同日)

審判手続開始決定日　平成21年６月５日

課徴金納付命令日　平成21年６月26日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑮　味の素株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、味の素株式会社社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第166条第１項５号等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成21年６月19日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、カルピス株式会社と株式交換契約の締結の交渉をしていた味の素株式会社の社員であったが、同社の他の社員が、同契約の締結の交渉に関し知った、カルピス株式会社の業務執行を決定する機関が味の素株式会社との間で株式交換を行うことについての決定をした旨の事実を、その職務に関し知り、この事実が公表された平成19年６月11日午後３時00分より前の同日に、カルピス株式会社の株券合計2,000株を総額221万3,000円で買い付けたものである。

【課徴金額】　39万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成21年６月19日

⑯　カルピス株式会社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、カルピス株式会社社員からの情報受領者による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第166条第３項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成21年６月19日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、カルピス株式会社社員から、同人がその職務に関し知った、カルピス株式会社の業務執行を決定する機関が味の素株式会社との間で株式交換を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受け、この事実が公表された平成19年６月11日より前の同月８日に、カルピス株式会社の株券2,000株を総額222万円で買い付けたものである。

【課徴金額】　39万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成21年６月19日

課徴金納付命令日　平成21年７月７日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑰　伊藤忠商事株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、伊藤忠商事株式会社社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第167条第１項第１号等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成21年６月25日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、伊藤忠商事株式会社の社員であったが、同社が株式会社アドウェイズの総株主の議決権の数の100分の５以上の株券を買い集めることを決定した旨の公開買付けに準ずる行為の実施に関する事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成19年６月15日より前の同月14日に、株式会社アドウェイズの株券合計50株を総額494万円で買い付けたものである。

【課徴金額】　141万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成21年６月25日

課徴金納付命令日　平成21年７月24日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑱　株式会社ジー・エフ役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社ジー・エフ役員からの情報受領者による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第166条第３項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成21年６月25日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ジー・エフ（現日本アジアグループ株式会社）役員から、同人がその職務に関し知った、同社が株式の発行を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成19年12月21日より前の同年10月９日から同年11月６日の間に、株式会社ジー・エフの株券合計30株を総額104万7,650円で買い付けたものである。

【課徴金額】　40万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成21年６月25日

課徴金納付命令日　平成21年７月24日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑲　株式会社ガイアックス株券に係る相場操縦に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社ガイアックス株券に係る相場操縦について検査した結果、法令違反（旧金商法第159条第２項第１号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成21年６月30日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ガイアックスの株券につき、その株価の高値形成や終値形成を図り、同株券